

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇ IMF理事会、特別引出権制度の設立および現行慣行など改善のためのIMF協定改正案を承認

昨年9月のリオ総会決議に基づき、IMF理事会は、特別引出権制度の創設および現行規約、慣行の改善を内容とするIMF協定の改正作業を進めてきたが、4月16日、理事会案の作成を完了、22日にその内容を公表した。

上記IMF協定改正案は、3月末のストックホルムにおける10か国蔵相・総裁会議で成立した合意を基礎とするものであり、①特別引出権制度の創設(42年10月号参照)、②重要事項に関する議決方式の変更(増資の決定、平価の一括変更などについて85%の多数決とする)、③ゴールド・トランシュ・ポジションの改善、などが主たる内容となっている。本改正案は、5月末日を期日とする総務会の投票(総投票権数の%の加盟国が投票し、その過半数の賛成で成立)で承認されたのち、IMF全加盟国の総投票権数の5分の4以上、かつ国数で5分の3に達する国々の正式受諾(所要の国内手続きの完了を要する)が行なわれてはじめて正式に発効することとなる。

### 米州諸国

#### ◇ジョンソン米大統領、ベトナム和平演説

ジョンソン大統領は3月31日夜、テレビを通じて全米国民に演説を行ない、①ベトナム問題の平和的解決にいっそう努力する、②米国としては早急に財政節度を確立することが必要である、と指摘するとともに、③今秋の大統領選挙には出馬しない旨を明らかにした。演説の概要次のとおり。

##### 1. ベトナム問題の平和的解決

- (1) 最近における人命損傷の著しい増大にもかんがみ、米国はベトナム問題の政治的解決をはかるため、現在の戦闘を大幅にかつ一方的にデスカレートすることとした。この結果非武装地帯の一部を除く北爆の停止により、北ベトナム人口の90%以上、領土の大部分が米国の攻撃を免れることとなる。
- (2) ベトナム問題の政治的解決を促進するため、ジュネーブ会議の共同議長国である英國とソ連に対し、尽力

を要請する。このため、ハリマン氏を大統領特使に、またトムソン駐ソ大使を同補佐に任命した。

(3) 私としては、ハノイのホー・チ・ミン大統領が可及的すみやかに好意ある回答を寄せることを期待している。

(4) なお、当面の問題としては、米国は既定方針どおりベトナムに対し13,500人の兵員を増派(この結果、米軍派遣枠は6月末の525千人から、2月央の11千人増派を含め9月末には549.5千人に増大)する予定であり、このため議会に、68年度25億ドル、69年度26億ドルの予算支出を要請する。

##### 2. 財政節度の確立

(1) 増税案が成立しないかぎり、69年度の財政は200億ドルの赤字が避けがたく、このまま財政赤字の累積を放置するならば、世界各国はドル防衛に対する米国の決意につきさらに疑惑を強めかねない。

(2) ストックホルム会議でSDR創設にこぎつけることができたが、しかしこれをすみやかに実現しかつ円滑に機能させるためには、米国が財政節度を確立することがなによりも前提となろう。

(3) 議会が増税法案を成立させ、財政赤字を圧縮する決意を明らかにすれば、私としても、財政支出のある程度の削減に応じてもよい。

##### 3. 大統領選に再出馬せず

以上のようなベトナム平和的解決の努力は政争の具に供されはならず、このため、私は、再び民主党の候補者として指名を求めるのみならず、かりに指名を受けるよう求められても受諾しない。

#### ◇米国、増税と歳出削減の組合せ法案上院を通過

米国上院は4月2日、増税(10%付加税)と歳出削減(60億ドル)を組み合わせて、「消費税延長および企業徴税促進法案」(2月29日、下院を通過)の付則とする提案を57対31をもって可決した。

ウイリアムズ(共和)、スマサーズ(民主)両議員提出になる上記増税および歳出削減組合せ法案の骨子は次のとおり。

- (1) 増税…4月1日(法人については1月1日に遡及実施)から明年6月末まで、個人・法人所得税に10%付加税を課する。
- (2) 歳出削減…69年度歳出限度枠を、当初予算比60億ドル減の1,801億ドルとし(ただし、ベトナム戦費・国債利子・復員軍人費・社会保険の予算超過分は限度外)、政府は各機関に削減項目の優先順位を指示する。
- (3) その他…郵政省、国防省および連邦検察局以外の政

府機関は、新規採用を当面欠員の半数に抑え、政府職員数を66年9月20日現在の水準に減らす(現在比15万人減)ほか、予算局は30日以内に、新規支出権限の最低100億ドル削減案を議会に提出すること。

もっとも前記消費税延長法案には、このほか、①織維品の輸入割当法案(政府が新たな国際織維協定を締結し、これに応じない国に対しては、全織維品の輸入を1961~66年の平均実績に制限するホーリングス法案)、②対米債務不履行国への金売却制限法(対米債務の支払遅滞が90日をこえる国が金交換のため示すドルは、まず債務弁済に充当させるドミニック案)、③産業開発債(industrial revenue bonds)の免税扱い停止法案など、選挙準備のための早期休会見通し(6月ごろといわれる)から、上院において従来の懸案法案が一挙に18件も付則として付加されたため、4月3日から両院協議会において意見調整が開始されている。

なお、すでに3月末で期限切れとなった消費税については、両院は4月10日、自動車7%、電話10%の税率をとりあえず4月いっぱい据置く新たな法案を可決成立させた。

#### ◆米国、海外旅行収支改善法案の一部下院を通過

米国下院は、海外旅行収支改善法案の一部を4月4日可決し、直ちに上院に回付した。その概要次のとおり。

- (1) 国際航空券に既存の国内航空券税率並みの5%の課税を行なう(政府提案に含まれていた乗船券に対する5%課税案は、審議過程で否決された)。
- (2) カナダ、メキシコ以外の国への海外旅行者の持帰り品に対する免税限度を、現行100ドルから10ドルに引き下げる(これは、1969年10月15日までの限時法で、その後は自動的に50ドルまで引き上げられることになっている)。
- (3) 現在、品目ごとにまちまちの上記持帰り品に対する税率を、10ドルから250ドルまでは一律10%、250ドル以上についてのみ品目別の税率を賦課する制度に改める。

この結果、政府の海外旅行収支改善提案のうち、最も有効とみられていた旅行支出税(1日当たり7ドル超過の海外旅行支出に対する15~30%の累進課税)の創設はきわめて不人気な消費規制ととられるうえ、「はん難かつ実施困難」との理由で今次法案には含まれていない(議会は、政府による輸入課徴金または国境税の提案を待って同旅行支出税の検討を開始する由)。このため、上記法案による旅行収支改善効果は、当初政府案の約4億ドル改善予想に反して、せいぜい1.4億ドル程度にとどま

るものとみられている。

なお、これとは別に、外人客誘致のための特別作業委員会は4月11日、外国人旅行客に対し、米国内旅行料金を90日間に限り50%割引するクレジット・カードの発行を、5月1日から実施する旨発表した。

#### ◆米国、公定歩合の引上げおよびレギュレーションQの一部改正

連邦準備制度理事会は4月18日、ニューヨーク等3地区連銀の公定歩合引上げおよび大口CD預金利の規制限度引上げを発表した。今次措置に関する同理事会の声明次のとおり。

「連邦準備制度理事会は、本日、増大しつつあるインフレ圧力を抑制し、かつ内外におけるドルの地位強化をはかるため、次の措置を決定した。

連邦準備制度理事会は、ニューヨーク、フィラデルフィアおよびミネアポリスの3地区連銀が、公定歩合を19日から、5.0%から5.5%に引き上げる旨の申請を承認した。

また同理事会は、連邦準備制度加盟銀行の譲渡可能大口定期預金に対する新たな金利最高限度を設定した。

19日から実施される一口当たり10万ドル以上の定期預金利の最高限度は次のとおりである。

30~59日もの	5.5%
60~89日もの	5.75%
90~179日もの	6.0%
180日以上もの	6.25%

大口定期預金利の旧最高限度は、30日もの以上が一律5.5%であった。その他定期預金および貯蓄性預金に対する付利限度は変更されない。

マーチン議長のほか、ロバートソン、ミッセル、ダーンおよびブリンマーの各理事が賛成票を投じ、メイゼル、ミエリルの両理事は欠席したため投票には加わらなかった。

今次措置は、米国経済が消費の膨張を主因に本年第1四半期にはいって急速に需要インフレの傾向を強め、輸入の急増を招いている一方、ドル防衛の面では米国の決意のシンボルともみられている増税案を中心とする財政節度の確立問題が1年以上も全く無為に放置され、「1931年以来最悪の危機」(19日、全米新聞編集者協会でのマーチン議長の発言)ともいえる状況となったため、これに対処して採られた措置とみられている。

なお、その後サンフランシスコ等7連銀の追随引上げが行なわれた結果、4月26日までの1週間に12連銀の引上げが一巡し、また、連邦預金保険会社(FDIC)は4

月19日、連邦準備制度非加盟被保険銀行の大口C D付利限度につき、連銀と同様の引上げを実施した。

#### レギュレーションQ(預本金利規制限度)の推移

(単位・%)

	実 施 日		
	1966年		1968年
	7月20日	9月26日	4月19日
貯蓄預金	4.0	4.0	4.0
定期預金			
○複数満期(注)			
30~89日もの	4.0	4.0	4.0
90日以上もの	5.0	5.0	5.0
○単数満期			
10万ドル未満	5.5	5.0	5.0
10万ドル以上			
30~59日もの	5.5	5.5	5.5
60~89日もの	〃	〃	5.75
90~179日もの	〃	〃	6.0
180日以上もの	〃	〃	6.25

(注) 複数満期(multiple-maturity)定期預金とは、①預金者の選択により二つ以上の時点のいずれかで引出し可能なものの、②書面通知により引出し可能なものの、③自動更新条項のあるもの、などをさし、一般には consumer-type の小口定期預金が多い。

#### ◇ニューヨーク商品取引所、金の先物取引に関する特別委員会を設置

ニューヨーク商品取引所は4月11日、このほど金の先物取引(future contract)を検討する特別委員会(special committee)を設置した旨発表した。

これは、3月17日の金取引規制の改正(4月号「要録」参照)により指定業者間の金流通市場が開設されたのに伴い、将来一般民間人の金保有も許可され、文字どおりの金自由市場が実現する場合に備え、金先物取引に関する制度面および技術面での問題点(取引規則や内規、取引単位、上場適格純度、保管および現物引渡し場所など)を前もって検討しておくために採られた措置とみられている。

もっとも、財務省当局は、同省が許可した指定業者(注)以外については、民間の金保有を禁止する旨の現行規則を当面変更しない旨明らかにしているところから、上記委員会による作業は、いまのところはあくまで準備段階としての域を出ないものとみられている。

(注) ちなみに、財務省による指定業者は、67年10月19日現在、仲介業者が227(主として精錬・加工業者)、最終ユーザーが約800(主として貨金融商など)。

#### ◇米国輸出入銀行、貸出金利を引き下げる

米国輸出入銀行は、一連の輸出振興策の一環として、4月1日から同行 "discount loan program" の改正を実施した。おもな改正点は次のとおり。

(1) 商業銀行の輸出手形に対する割引の期限を、従来の最高1年から同5年に延長する。

(2) 商業銀行による輸出信用のうち純増に対しては、割引金利を従来の6%(標準的な場合)から、満期までの期間に応じて12~30ヶ月5½%、31~48ヶ月5¼%、48ヶ月超5¾%に引き下げる。

(3) 小銀行による輸出信用増加を促進する意味から、最初の25万ドルまでの割引に対しては、5¾%の金利を適用する(ただし、同行または対外信用保険協会の保証ないし保険付きであることが必要)。

#### ◇米国輸出入銀行の短期債発行

米国輸出入銀行は、4月17日から短期債(promissory notes)の発行による資金調達を開始した。同行は従来、長期債(参加証券)の発行により要資を調達してきたが、長期金利が歴史的な高水準にあるため、参加証券の追加発行が長期的な資金コストの上昇を招き、ひいては同行貸出金利に対する圧迫となることを回避するため、今回の短期債発行となったものである(前回の参加証券発行は67年5月)。なお、同短期債の期間は30日以上1年以内、発行単位は最低10万ドル(以後5千ドルきざみ)である。

#### ◇カナダ、トリュドー新内閣成立

カナダの保守党である自由党は、ピアソン現首相(71歳)がかねて引退を表明(昨年12月14日)していたことから、4月4日からオタワで党首公選の党大会を開き、4月6日、現法相のピエール・エリオット・トリュドー氏(46歳、ケベック州モントリオール市出身)を新党首に選出した。

これに伴い、トリュドー氏は4月20日、正式に第15代カナダ首相に就任するとともに、6月に予定されている総選挙までの暫定内閣を組織しメンバーを発表した。

これによると、ミッチャエル・シャープ前蔵相が外相に、エドガー・ベンソン前歳入相が蔵相にそれぞれ就任したのをはじめ、マーチン前外相が無任所相に転じ、新首相が法相を兼任するなど、概して前閣僚をそのまま起用した形となっている。

#### ◇カナダ、金取引を再開

カナダ銀行は4月3日、3月15日以来停止されていた同国における金取引の再開を認める旨発表するととも

に、金政策に関して、以下の措置を実施することを明らかにした。

- (1) 1 オンス35 ドルの価格では採算割れとなる産金業者が、同産金をカナダ造幣局(Canadian Mint)に売却する場合には、従来どおり補助金(1 オンス当たり最高10.27 ドルまで、1966 年平均では 6.60 ドル)を支給すること。
- (2) カナダ造幣局が産金業者から買入れた金は、為替基金(Exchange Fund)の対外準備に組み入れることなく、当面自由市場で売却する意向であること(同国内産金をどの自由市場で売却するかは未定)。
- (3) 金取扱い業者は、米国および英国の居住者(法律上金保有を禁止されている)からのカナダにおける金買入れ要求に応じないこと(各金取扱い業者あてに書簡を送付)。

なお、カナダの上記金補助金政策(注1)は、「緊急産金業補助金法」(Emergency Gold Mining Assistance Act、1948年成立、現行法の期限は一応1970年末)に基づき行なわれているもので、カナダ造幣局に対し金を売却しようとする採算不ざえの産金業者(現在31社中、28社が補助金を受けている)に支給される。ただし、政府買入れ価格自体は、1 オンス35 ドル相当とされ、補助金は別途支給される仕組みとなっている。補助の金額などは2 年ごとに更新されることとなっており、1948年以来の支給額は累計約 250 百万ドル(年平均約15百万ドル)に達している。なお、カナダの金山は、1940 年の最盛時には 146 を数えたが、1967年末には33に減少、さらに本年初来すでに 2 社が閉山している。

(注1) ちなみに、金政策に関する IMF 声明によれば、当該金補助金支給が IMF 規約(IMF 應定第4条2項、平価プラス所定マージンをこえる価格での金買入れの禁止)に抵触するかどうかは個々のケースに依存し(1947年12月11日付声明)、かつその実際の運用は加盟国の自主性にまかせる(1951年9月28日付声明)こととなっている。

#### ◇カナダ銀行、米国資金のカナダを通ずるユーロ市場への放出禁止要請

カナダ銀行は4月11日、このほど各特許銀行が米国人から受け入れた預金を、ユーロ・ドラー市場もしくは米国に対する貸出し資金に充当するのを禁止した旨明らかにした。この結果、さきに行なわれた国内資金のユーロ市場等への放出停止要請(注2)とあいまって、今後ユーロ・ドラー市場で貸付けを行なおうとする各特許銀行は、それに要する資金をすべてユーロ・ドラー資金の取入れでまかなければならぬこととなった。

なお、本措置は、さきにカナダが米国ドル防衛措置の適用を完全に免除された結果、米国資金がカナダを経由

して海外に流出し、米国国際収支対策の抜け道(pass through)となるのを阻止するため採られたものとみられている。

(注2) ちなみに、3月4日のユーロ資金放出停止措置(4月号「要録」参照)以来、特許銀行のスワップ預金残高は顕著な減少傾向を示している。

(カッコ内は前年比、百万カナダ・ドル)		
1968年1月31日	968	(+ 319)
2月28日	893	(+ 210)
3月27日	790	(+ 172)
4月3日	705	(+ 133)
10日	664	(+ 118)

## 歐　洲　諸　國

#### ◇英國、1968年度緊縮予算案を発表

英国政府は3月19日、1968年度(68/4~69/3)予算案を発表した。今次予算案は間接税の大幅引き上げを主軸とする緊縮予算案となっており、政府は、こうした財政緊縮措置と物価・所得政策の強化措置(別項参照)との並行実施によって、本年の経済成長率を実質3%程度に抑制し、供給余力を外需に転換して平価切下げの効果を定着させることを期待している。

68年度予算案の概要、次のとおり、

#### 1. 予算規模

予算方式の改正(注1)に伴い、新たに統合基金(Consolidated Fund)で経常歳出入を、また国家貸付基金(National Loan Fund、新設)で主として資本収支を取り扱うこととなつたが、このうち統合基金は、経常歳出(Expenditure)が11,489百万ポンドと前年度(実績見込み、以下同じ)を5.6%上回ったものの、経常歳入(Revenue)が間接税を中心とした775百万ポンドの増税措置により前年度を15.2%上回る規模(12,875百万ポンド)となつたため、経常収支じりは1,386百万ポンドの黒字となつた(前年は299百万ポンドの黒字)。

また、国家貸付基金は、受取りが、前記統合基金の大幅黒字額線入れのほか貸付利子の增收もあり、2,861百万ポンドと前年(1,669百万ポンド)を大きく上回ったうえ、支払い(国有企業等への貸付けプラス国債利子支払い)が3,219百万ポンドとほぼ前年度(3,118百万ポンド)並みとなつたため、差引では358百万ポンドの赤字と前年度(1,449百万ポンドの赤字)に比し相当にきびしい緊縮予算となつた(注2)。

(注1) 英国の予算計理は従来、経常歳入(Revenue)と経常歳出(Expenditure)との差額である経常収支じりと、国有企業向け貸付け等資本収支を計算していた統合基金(Consolidated Fund)の収支じりとを合わせて生じた財政資金不足額を、大蔵省借入れおよび為替平衡基金のポンド受け入れ等特別取引(Exchequer Borrowing and Special Transactions)によって

補てんする形をとっていたが、68年度からは、予算計理方式が以下のとおり改められた。

(1) 統合基金(Consolidated Fund)で経常歳出入を計理する。

(2) 新たに國家貸付基金(National Loan Fund)を設け、この基金の支払い項目では、①国債利子支払い(従来は経常歳出の一部として計理)、②国有企業向け貸付け等資本支出を、受取り項目では、①国有企業向け貸付利子等の受入れ、②英蘭銀行発行部引受け国債の利子收入納付(従来は為替平衡基金に組み入れられていた)、③統合基金の収支じり(通常は黒字)、をそれぞれ計理することとし、その結果資金不足を生じた場合には、これを①為替平衡基金のポンド取得額(Changes in Sterling Capital of the Exchange Equalisation Account)および②借り入れ(Net Borrowing)によってまかうことになった。

このため、新しい予算計理方式では、為替平衡勘定を除く財政収支全体の収支じりが、國家貸付基金の資金過・不足額として示されることになる。

なお、上記の68年度予算案対前年度比較において使用した前年度予算は、英国政府により新方式に組み替えられたものである。

(注2) 昨年11月23日のIMFあて目論見書(Letter of Intent)では、68年度約10億ポンドの赤字が予想されていたと伝えられる。

## 2. 増税措置等の主要内容

(1) 購買税(purchase tax)の税率引上げ(とくに、しゃし品については、従来の27.5%から33.5~50%へ引上

### 統合基金の予算内容

(単位・百万ポンド)

	1967年度 実績見込み	1968年度 当初予算	前年度比 増加率(%)
経常歳入(A)	11,177	12,875	15.2
うち租税	10,770	12,475	15.8
経常歳出(B)	10,878	11,489	5.6
うち国防費	2,260	2,271	0.5
民生費	8,618	9,218	6.9
統合基金収支じり (A-B)	299	1,386	

### 国家貸付基金の予算内容

(単位・百万ポンド)

受取	1967年度 実績見込み	1968年度 当初予算	前年度比 増減(△)率 (%)	支 払	1967年度 実績見込み	1968年度 当初予算	前年度比 増減(△)率 (%)
貸付利子収入および英蘭銀行発行部納付金等	1,370	1,475	7.7	国債利子 支 払	1,370	1,475	7.7
統合基金黒字額の繰入れ	299	1,386		貸 付 (對國有企 業)	1,748	1,744	△ 0.2
合計(B)	1,669	2,861	71.4	(對地方公 共団体等)	( 1,200)	( 921)	( △ 23.3)
				合計(A)	3,118	3,219	3.2
				不足資金 (A-B)	1,449	358	

### 増税の内訳

(単位・百万ポンド)

	1968年度	平年度
選択的雇用税	151	152
(徴 収 額)	(299)	(548)
(還 付 額)	(148)	(396)
間接税	396.5	440
うち購買税	127	163
自動車税	119	126
ガソリン税	76	76
酒税・タバコ税	45	45
とばく税(競馬等)	29.5	30
直接税	227	331
うち投資所得に対する特別課税	70	100
法人人税	57	98
扶養控除税額減額	57	83
合計	774.5	923

げ)、自動車税、ガソリン税、酒税・タバコ税、とばく税(競馬等)の税額引上げなど、間接税の大幅引上げ。

(2) 法人税率を40%から42.5%へ引上げ(昨年11月18日の英ポンド平価切下げ時に発表されたもの)。

(3) 扶養家族手当(Family Allowance)の増額(68年4月から7シリング、10月からさらに3シリング)の原資を確保するため、生活困窮者以外の者の所得税算定上の扶養控除を減額。

(4) 選択的雇用税(Selective Employment Tax)を68年9月20日以降50%引上げ(第3次産業に対する人頭税(注)の増徴)。

(注) 従来の税額は成年男子従業員の場合、1人当たり毎週25シリング。

(5) 67年度中3,000ポンドをえた投資所得(Investment Income、配当所得等)に対し、68年度1回限りの特別課税を新設(投資所得1ポンド当たり2シリングないし9シリングの累進課税)。

(6) 弁護士等自由業者が、その事業に基づき退職後にうる所得に対し課税を実施(従来は課税対象外)。

## ◇英國、物価・所得政策白書を発表

英國政府は4月3日、「1968年および1969年における生産性、物価および所得政策(Productivity, Prices and Incomes Policy in 1968 and 1969)」と題する白書を発表した。本白書は、政府がさる3月19日に68年度予算案を発表した際、あわせて明らかにした物価・所得政策の強化案をより具体的にしたもので、その概要は次のとおり。

### 1. 政府権限の強化

政府は、物価・所得の引上げを最長7ヶ月間延期できる現行政府権限が失効する本年8月12日以降18ヶ月間(ただし、立法措置により延長可能)、新たな立法措置により次の諸権限行使する。

- (1) 物価・所得委員会の審査を経て、物価・所得の引上げを最長12ヶ月間延期させうる権限
- (2) 物価・所得委員会の審査を経て、物価の引下げを命じうる権限
- (3) 家賃の引上げを抑制する権限
- (4) 企業に対し、配当の増加に関する政府に事前に通告することを義務づけるとともに、不当な配当増加を抑制するよう命じうる権限

### 2. 物価政策の運営基準

#### (1) 価格引上げの基準

価格の引上げは次のいずれかの場合にのみ認められる。

イ、価格の引上げなしには、雇用所得に関する基準  
(3.(1)参照)に従って賃金を引き上げることができない場合

ロ、原材料コスト、販売コスト等が不可避的に増大した場合

ハ、資本コストが不可避的に増大した場合

ニ、投資資金の調達のためやむをえない場合

#### (2) 価格引下げの基準

次のいずれかに該当する場合は、価格の引下げを行なわなければならない。

イ、労働生産性の上昇率が、雇用所得引上げに関する基準(3.(1)参照)に合致する賃金の上昇率を上回り、しかも労働コスト以外のコストの不可避的上昇が前者の差を下回る場合

ロ、原材料コストないしは販売コストが低下し、しかも労働コストあるいは資本コストの不可避な上昇が前者の低下幅を下回る場合

ハ、資本コストが低下し、しかも資本コスト以外のコストの不可避的な上昇が前者の低下幅を下回る場合

ニ、過度の市場支配力によって利潤が生じている場合

### (3) 自主的事前通告制の実施

強制的事前通告制(注)が失効する本年8月12日以後は、政府は企業の自主協力によって、価格引上げに関する事前通告を受ける(なお、政府は、新制度の対象品目を現制度の対象となっている98商品より増加する方針で産業界と交渉中)。

(注) 企業に対し、経済省令によって指定される品目の価格引上げ案を、事前に所管官庁に通告する法的義務を負わせる制度。

## 3. 所得政策の運営基準

### (1) 雇用所得

#### イ、雇用所得の引上げ基準

賃金、俸給等雇用所得の引上げは、次の場合に限り、年率3.5%を上限(注)として認められる。

- (イ) 従業員が生産性の向上に直接貢献した場合
- (ロ) 国家的見地から労働力の配分を変更するために(to secure a change in the distribution of manpower)、雇用所得の引上げが必要な場合
- (ハ) 雇用所得水準が妥当な生活水準を維持するためには低すぎる場合
- (ニ) 雇用所得が他の部門における同種労働の報酬を著しく下回る場合

(注) (イ) 雇用所得の引上げ限度(年率3.5%)は、基準賃金率、時間外賃金率、賞与等、あらゆる種類の雇用所得の上昇率に適用されるが、労働時間の増加、生産性の向上、昇進などに伴う雇用所得の増加はこの限度をこえることができる。

(ロ) 賃上げ協定が全国、地域、企業および工場の各段階で重複して行なわれる場合は、各段階での賃上げ額の総額が3.5%をこえなければならない。

(ハ) 賃上げ協定が賃金体系の変更として行なわれる場合は、全体の賃金上昇率が平均で3.5%以下であればよく、従来過当に低い賃金であったグループなど一部の賃金上昇率が3.5%をこえることは認められる。

#### ロ、雇用所得の引上げ実施時期

雇用所得の引上げ実施後、次の実施までの間、最低1年間の期間を置かなければならない。

### ハ、自主的事前通告制の実施

強制的事前通告制(注)が失効する本年8月12日以後は、政府は英國産業連盟(CBI)、労働組合議(TUC)等から、それらの自主協力によって雇用所得の引上げに関する事前通告を受ける。

(注) 同制度によれば、企業および労働組合は雇用所得の引上げ要求もしくは協定について、それが行なわれた日から1週間以内に、所管官庁に通告をする法的義務を負っている。

### (2) 企業配当

企業は、①前営業年度の配当額を3.5%上回る額、②前々営業年度の配当額、のいずれか少ない額の範囲内でしか配当を行なってはならない。ただし、両者がいずれも著しく少額の場合には、大蔵省の認可を得て

それより前の営業年度における配当額を配当限度とすることができる。

#### ◇ロンドン金市場再開後の取引仕法

ロンドン金市場の5大取扱業者(注)は3月28日、金市場再開(4月1日)以降の取引仕法に関する申合わせを発表した。その概要、次のとおり。

- (1) 5大取扱業者の各代表は、土、日曜日、その他の市場休日を除き毎日、午前10時30分と午後3時にロンドンのシチーにおいて立会いを行なう(従来は午前10時30分のみ)。
- (2) 立会いにおける金価格の決定は「値決め(fixing)」と呼ばれ、純金1トロイ・オンス当りの米ドル表示で行なわれる(従来は英ポンド表示)。値決めの際に行なわれた取引については、買い方に対してのみ14%の取引き手数料を徴求する(従来は1/40%の手数料を、売り方、買い方双方から1/80%あて徴求)。
- (3) 取引の標準単位は、「市場取引適格(good delivery)」であると確認された棒状地金(bar)1本とするが、これより少量の取引も行ないうることとする(従来と同様)。
- (4) Fixing の前後に行なわれる取引については、そのつど交渉によって価格を決定する(従来と同様)。
- (5) 売買資金の支払いおよび現物の引渡しは、通常の場合、取引成約日から2営業日後に行なわれる(従来と同様)。

上記(1)、(2)の変更については、その目的として、次の諸点が指摘されている。

- (1) 午後の fixing 新設は、ニューヨーク自由金市場の発足に伴い、同市場の需給関係をロンドン市場に反映させることを目的としたものであること。
- (2) 取引手数料の変更は、金売却勘定の意図のほか、金取扱業者の各種コスト(人件費、金利、保険料等)の上昇をカバーすることを目的としたものであること。
- (3) Fixing 価格のドル表示への変更は、ロンドン金市場がドルと金との取引市場であるという実態に即し、かたがた、チューリッヒ、アムステルダム等他市場の仕法(ドルで表示)に足並みをそろえることを目的としたものであること。

(注) Johnson Matthey(Bankers)Limited  
Mocatta and Goldsmith Limited  
Samuel Montagu and Company Limited  
N. M. Rothschild and Sons  
Sharps, Pixley and Company Limited

#### ◇英蘭銀行、金先物取引規制措置を発表

英蘭銀行は3月29日、ロンドン金市場再開(4月1日)

以降の金先物取引について、次のような新規制を実施する旨発表した。

- (1) 公認金取扱業者(Authorised Dealers)は、金先物取引を行なうにあたって、英蘭銀行の事前許可を得なければならない。
- (2) 公認為替銀行(Authorised Banks)は、非居住者の金購入要資をまかなうために外貨を貸し付け、または外貨貸付(advances)の担保として金を受け入れてはならない。

#### ◇英國、Westminster Bank と National Provincial Bank の持株会社設立計画

Westminster Bank と National Provincial Bank は2月14日、両行の資本提携は、①持株会社 National Westminster Bank を設立し、②この持株会社が両行の全株式を取得する、という形で行なわれる予定である旨を発表、以後、持株会社設立の具体案を検討してきたが、このほど、その大綱が次のとおりまとまると伝えられる(本件は本年夏ごろまでに両行の株主総会の承認を得たうえ、法的手続にはいる予定)。

- (1) 持株会社は普通株式(額面1ポンド)を約91百万株、累積的優先株式(注)(額面1ポンド、配当率7%)を約14百万株、それぞれ額面発行する(したがって、資本金は約105百万ポンドとなる予定)。

(注) 1営業年度における配当が所定のものに達しないとき、その不足額が次の営業年度以降において優先的に配当される株式。

- (2) Westminster の株主中、「A」株式保有者(配当率12.5%の累積的優先株式保有者)は、その株式(額面1ポンド)5株ごとに持株会社の優先株式9株を取得、「B」株式保有者(普通株式保有者)は、その株式(額面1ポンド)40株ごとに持株会社の普通株式49株を取得する。

一方、National Provincial の株主(全員普通株式保有者)は、その株式(額面1ポンド)40株ごとに持株会社の普通株式47株プラス優先株式10株を取得する。

- (3) これによって、持株会社発行の普通株式については、National Provincial の株主および Westminster の「B」株主で折半し(注)、一方、持株会社発行の優先株式については、Westminster の「A」株主がその約3割、残りを National Provincial の株主が保有することとなる。

(注) 持株会社発行普通株式を National Provincial の株主と Westminster の「B」株主との間で均分し、両者の議決権限の均衡を図ったのは、一応、Westminster については成長性が、National Provincial については収益性がそれぞれ高いことから、両行が対等に評価されたためとみられている。

(4) 持株会社の頭取には Duncan Stirling(Westminster の頭取)、副頭取には D. J. Robarts(National Provincial の頭取)が就任する。

#### ◇英国、企業の買取り等に関する規則の改訂

英國の金融・証券業者代表は、オブライエン英蘭銀行総裁の提案に基づき、昨年7月以来、企業の買取り(take-over)および合併(merger)を公正に進めることによって、株式市場の秩序を確立するとともに株主権のいっそうの保護を図るため、従来の企業買取りおよび合併に関する規則(注)の再検討を行なってきたが、3月26日「企業の買取りおよび合併に関するコード(City Code on Take-overs and Mergers)」と題する新規則を決定した旨明らかにした。

(注) 1959年に作成された Queens Berry Rules を1963年に改訂したもので、Revised Note on Company Amalgamations and Mergers と呼ばれていた。

新規則は、従来の規則に比べより具体的、精細なものとなっており、また、規則改訂の実効をあげるために、企業の買取りおよび合併の成行きを監視する委員会(Panel on Take-overs and Mergers)を新設することとしている。同委員会の会長には、英蘭銀行元副総裁 Sir H. Mynors が就任、また事務局は同行割引局(Discount Office)内に設けられることになっており、英蘭銀行が今後、株式市場の秩序維持に積極的な役割を果たすものと期待されている。新規則の主要点、次のとおり。

- (1) 企業の買取りまたは合併の申込みをした会社および申込みを受けた会社は、申込み後遅滞なく、申込みの事実、申込みをした会社名および申込みをした会社による相手方会社株式の保有状況などを公告しなければならない。
- (2) 双方の会社は、上記公告後すみやかに、株主の判断材料として会社の財務内容、収益見通し、その他の必要資料を提供しなければならない。
- (3) 双方の会社は、株主の態度決定までに十分の検討期間(最低21日)を供与しなければならない。
- (4) 一部株主からの、優遇価格あるいは特殊条件付での株式購入を禁止する。
- (5) 役員の不正を防止するため、双方の会社に対し、それぞれの役員による相手方会社株式の保有状況(さらに、最低6ヶ月以内の買入れ分については、買入れ日付、価格)および企業の買取りまたは合併の成立後に予想される役員報酬などを公表する義務を負わせる。
- (6) 企業の買取りまたは合併の申込みから公告までの

間、当該案件に関与している者は関係株式を購入してはならない。

(7) 申込みの発表後、株主総会の同意なくして会社の資産・負債状況に重要な変更を加えてはならない。

(8) 会社は、買取りまたは合併の申込みをする可能性のある会社(potential offerors)の依頼があれば、それらのいずれに対しても、平等に会社内容に関する情報を提供しなければならない。

#### ◇英国、1967年の国際収支

英國大蔵省は、このほど1967年の英國国際収支を発表した。概要、次のとおり。

- (1) 貿易収支は 650 百万ポンドの赤字と、第2次大戦後では 1951 年(743百万ポンドの赤字)に次ぐ大幅赤字となった。もっとも、この赤字には、輸出面で、①昨年中の海外主要国景況の不ざえ、②ロンドン、リバプール両港のドック・ストライキ(9月後半～11月末)による船積みの本年初へのずれ込み(約120百万ポンド相当と推定)また、輸入面で、①輸入課徴金撤廃(66年11月末)による年初の反動増、②中東危機の影響による石油輸入価格の上昇、③ポンド切下げに伴うポンド建輸入価格の上昇(ポンド建輸入額の増加、第4四半期中約500百万ポンド)、などの特殊要因も響いている。
- (2) 貿易外収支は、136 百万ポンドの黒字と前年(116百万ポンド)に比し若干黒字幅を拡大した。これは利子・配当収支が、在中東英系石油会社からの配当送金の減少などから黒字幅を減少したにもかかわらず、①海運収支が、スエズ運河閉鎖に伴う用船料等の上昇から黒字幅を拡大したこと、②観光収支が、海外旅行制限の効果顕現(66年11月から実施)などによって、赤字幅を縮小したこと、などによるものである。
- (3) 長期資本収支は、26百万ポンドの赤字と前年(102百万ポンドの赤字)に比し赤字幅を縮小したが、その主因としては、政府部門では、米国製軍用機の輸入要資を調達するため、米国輸出入銀行からの借り入れが行なわれたこと、民間部門では、外国石油資本の英國向け直接投資が増加したこと、などがあげられる。
- (4) 以上を総合した基礎的収支は、540 百万ポンドの赤字と、前年(133 百万ポンドの赤字)を大きく上回り、1964年(776 百万ポンドの赤字)に次ぐ大幅な赤字幅を記録した。
- (5) 金融勘定は、上記基礎的収支の大幅赤字を映じ 320 百万ポンドの対外ポジション悪化(資産減ないし負債増)となり、悪化幅は前年(146百万ポンドの悪化)比倍増した。また、金融取引としては、ポンド不安に伴う

## 英 国 の 国 際 収 支

(単位・百万ポンド)

	1964年	1965年	1966年	1967年	1966年四半期別				1967年四半期別				
					I	II	III	IV	I	II	III	IV	
	△ 545	△ 281	△ 147	△ 650	△ 85	△ 103	△ 115	156	△ 98	△ 110	△ 147	△ 295	
貿 易 収 支	輸 出	4,471	4,784	5,116	5,023	1,289	1,217	1,209	1,401	1,341	1,337	1,186	1,159
輸 入		5,016	5,065	5,263	5,673	1,374	1,320	1,324	1,245	1,439	1,447	1,333	1,454
貿 易 外 収 支		143	171	116	136	58	37	4	25	77	28	41	△ 10
政 府 海 外 収 支	△ 432	△ 446	△ 461	△ 449	△ 122	△ 120	△ 107	△ 112	△ 122	△ 177	△ 106	△ 104	
利 子・配 当 等		409	447	399	296	119	125	105	50	113	85	91	7
サ ー ビ ス・移 帳 収 支		166	170	178	289	61	32	2	87	86	60	56	87
経 常 収 支	△ 402	△ 110	△ 31	△ 514	△ 27	△ 66	△ 119	181	△ 21	△ 82	△ 106	△ 305	
長 期 資 本 収 支		△ 374	△ 232	△ 102	△ 26	△ 52	10	△ 25	△ 35	24	21	△ 20	△ 51
基 礎 的 収 支		△ 776	△ 342	△ 133	△ 540	△ 79	△ 56	△ 144	146	3	△ 61	△ 126	△ 356
調 整 項 目		45	104	△ 13	220	49	△ 33	37	△ 66	162	77	△ 77	58
金 融 勘 定		731	238	146	320	30	89	107	△ 80	△ 165	△ 16	203	298

短資の流出、IMF借款の返済(注1)などの対外準備減少要因をオフセットするため、主要国中央銀行、BIS、スイス商業銀行(注2)などからの借入れおよび英国政府手持ちドル証券204百万ポンドの対外準備組入れ(11月実行)が行なわれた(対外準備は年中16百万ポンドの増加)。

(6) なお、調整項目は、ドック・ストライキのため、輸出品の船積み時期と輸出代金の入金時期がずれたこと(輸出代金入金時期の先行)を主因に220百万ポンドの黒字となった。

(注1) 昭和42年12月号「要録」参照。

(注2) 昭和42年11月号「要録」参照。

## ◇西ドイツ、本年度の対英為替補償協定を締結

1. 西ドイツ政府は4月1日、西ドイツ駐留英軍(約6.4万人)の費用を補償するため、本年度(68年4月から69年3月まで)総額710百万マルク(注)の為替補償を行なう旨英國政府との間で合意が成立した旨発表した(新協定は4月11日両国間で調印)。

為替補償の方途別内訳、次のとおり。

(1) 英国からの軍事物資および役務の購入210百万マルク(前年度250百万マルク)。

(2) 西ドイツ公共部門の英国からの非軍事物資購入200百万マルク(前年度200百万マルク)。

(3) 西ドイツ民間部門の英国からの物資購入を西ドイツ政府が援助する額100百万マルク(前年度100百万マル

ク)。

(4) ブンデスバンクによる英國政府中期債(期間4年半)の購入200百万マルク(前年度なし)。

2. 前年度の為替補償協定と比較すると、政府部門の補償は本年度510百万マルクと約40百万マルクの減少をみたが、新たにブンデスバンクの中期債購入が加わったため、全体としては160百万マルクの増加となった。ブンデスバンクの中期債購入が本年新たに加わったのは、昨年は英國駐留軍費用の一部を補償するため、米国が英國に対し200百万マルク相当の為替援助を行なったが、本年は、これが打ち切られることとなったため、その肩代わりとして行なわれたものとみられている。

(注) 英国の駐留軍費用は年間850百万マルクの見込み(英國側の見積もり)。

## ◇ブンデスバンク、米国中期債5億マルク購入

ブンデスバンクは4月初め、米国中期債5億マルクの購入を実施した。本件は、西ドイツ駐留米軍(約22万人)の費用を補償するため、昨年3月に米独両国間で締結された為替補償協定(昨年7月～本年6月の1年間に、総額20億マルクの米国中期債をブンデスバンクが購入するというもの)に基づく第4回目の購入であり、この結果上記協定は完全に実施されたことになる(注)。

なお、本年度(68年7月～69年6月)の為替補償協定については、近く両国間で交渉が行なわれる予定であるが、米国としては同國の国際収支赤字拡大の現状等から

前年実績を上回る補償を要請するものとみられており、その成行きが注目される。

(注) 昨年7月、10月、本年1月の3回にわたり、各5億マルクずつ購入実施済み。

#### ◇ ブンデスバンク、再割引適格に賦払信用手形を追加

ブンデスバンクはこのほど、下記の条件を満たした賦払信用手形を再割引適格手形として認めることとした(注)。

(1) 営業用目的のための耐久消費財(Gebrauchsgütern für gewerbliche Verwendungszwecke)、生産手段などの購入に際し振り出された手形であること。

(2) 手形の残存期間は90日以内であること。

(3) 買手が購入価格の最低40%を即金で支払い、かつ賦払期間が24か月以内であること。

(注) 従来は、生産促進効果のある農業機械の購入に際し振り出された賦払信用手形で、上記(1)、(3)の条件を満たした手形についてのみ、再割引適格とされていた。

#### ◇ フランス、自動車賦払信用規制を緩和

国家信用理事会は4月3日、自動車部門の需要を喚起するため、自動車賦払信用に関する規制を4月4日から6月末日まで暫定的に緩和することを決定した。

今回の措置についてドブレ蔵相は、「1月の景気刺激策はおおむね期待された効果を収めつつあるが、政府は引き続き部門別に問題点を検討していく方針であり、今回の措置はこのような観点から実施されたものである」としている。同措置の概要、以下のとおり。

(1) 賦払信用の頭金率の引下げ(乗用車25→15%、営業用車25→15%、中古乗用車25→20%)。

(2) 賦払信用期間の延長(中古車21か月→24か月、ただし新車は従来どおり24か月)。

#### ◇ イタリア、1967年の国民経済計算を発表

イタリア政府は、4月3日、1967年の国民経済計算を発表した。これによると、67年の国民総生産は41兆8,490億リラ(約670億ドル)、成長率は実質5.9%(名目8.7%)と前年(実質成長率5.7%)に続き中期経済計画の目標5%を上回る高成長を示した。その概要以下のとおり。

(1) 需要要因別では、民間設備投資の活発化(+15.3%、前年+5.8%)から総投資が+11.2%と前年(+6.0%)を大幅に上回る伸びを示したほか、消費も前年並みの増加(5.5%)を維持した。もっとも、輸出は西ドイツなど隣接諸国の景気後退の影響もあって、顕著な伸び悩みを示した。

(2) 他方、生産部門別にみると、工業生産が景気上昇による内需増大を主因に+7.9%(前年+8%)と順調な

上昇を示したのに加え、農業生産も66年末の水害にかかわらず好調な伸び(5.2%、前年0.5%)をみせた。ただ、住宅建設等は、65年来の不調からなお完全に回復せず、中期計画の目標(+7%)を下回る結果(+6.4%)となった。

(3) この間、物価(消費者物価)は、+3.2%と前年(+1.2%)を上回る上昇となったものの安定基調をくずしておらず、また賃金の上昇(+5.2%)も生産性の上昇(+3.4%)をわずかに上回るにとどまっている。

#### イタリアの1967年の国民経済計算

(単位・十億リラ、実質、カッコ内は前年比増加率)

		1966年		1967年	
		費	%	費	%
1. 消 民 公	費 間 共	29,873 24,332 5.541	(5.5) (5.9) (3.5)	32,401 26,593 5,808	(5.5) (6.1) (2.7)
2. 総 投 資	資	7,540	(6.0)	8,615	(11.2)
	うち固定資本形成	7,080	(5.8)	7,990	(15.3)
3. 輸 出		7,397	(13.2)	7,941	(6.0)
4. 輸 入		6,317	(13.7)	7,108	(10.5)
5. 国 民 総 生 産 (1+2+3-4)	産	38,493	(5.7)	41,849	(5.9)

#### ◇ オランダ、金取引を自由化

オランダ銀行は3月19日、国内の金売買および金の輸出入を翌20日から自由化する旨発表した。

本措置は金の二重価格制実施に伴い採られたもので、これにより、同国の金取引は完全に自由化されることになった(従来は中央銀行の個別認可を得た産業用金の売買が行なわれていたにすぎない)。ただし、居住者が海外で金を保有する場合は、公認保管業者(authorized depositaries)の海外コレス先に預入しなければならないこととされている。

#### ◇ ベルギー国民銀行、対政府貸付金限度額を引き上げ

3月30日、ベルギー国民銀行は、同行の政府に対する貸付金限度額を103億ベルギー・フランから165億ベルギー・フランに引き上げ、本年9月1日から実施することにつき政府との間で合意に達した旨明らかにした。

なお、同貸付金制度は、政府の一時的な資金不足を補てんするための短期貸付(1~3か月)として1948年7月に導入されたもので、その限度額は3年ごとに更新されてきている。

#### ◇ デンマーク議会、本年度国家予算案を可決

デンマーク議会は3月28日、本年度の国家予算案(歳

出規模約255億クローネ)を可決した。本予算案は、昨年末前内閣が同国平価の切下げ効果確保の観点から起案した財政緊縮方針に基づいて編成されたものといわれ、①消費の支出削減の反面投資的支出を重点的に積み上げたこと、②付加価値税(昨年7月1日導入)の税率引き上げ(10%→12.5%)により、歳入の増加をはかったこと、の2点が特色として指摘されている。

#### ◇フィンランド政府、賃金・物価抑制措置を決定

フィンランド政府は4月10日、昨年10月に実施した同国平価の切下げ措置(42年11月号「要録」参照)の効果を確保するため、「緊急経済権限法(Economic Emergency Powers Act)」を制定し、大要次のような内容から成るきびしい賃金・物価抑制措置の実施を決定(有効期限は1969年末)、また、本措置の監督機関として物価・所得委員会を創設した。

- (1) 本年3月15日の水準を上回る物価の上昇を認めないこと(ただし、上記委員会の認可を得た場合は可)。
  - (2) 本年2月29日の水準を上回る家賃の上昇を認めないこと(同上)。
  - (3) 賃金上昇率を生産性上昇率の範囲(年率約3.5%)に抑えること。
- なお、政府は本法律制定に際しての野党側の要請に応じて、①増税を行なわないこと、②1969年度の財政赤字を本年度実績(約5.5億マルッカ)以下に抑えること、の2点を確約したと伝えられている。

## アジア諸国

#### ◇第3回東南アジア開発閣僚会議の開催

第3回東南アジア開発閣僚会議は、インドネシア、日本、ラオス、フィリピン、マレーシア、シンガポール、タイ、南ベトナムの8か国(ほかにオブザーバーとしてカンボジア、豪州、ニュージーランド、インド、パキスタン、セイロンの各國)の参加のもとに、4月9日から11日までシンガポールにおいて開催された。

各国は、いずれも経済開発のための地域経済協力強化の必要性を強調し、その推進力として東南アジア開発閣僚会議をいっそう充実強化する強い希望を表明した。また本会議では、①「東南アジア漁業センター」が設立され、本年3月、同センターの創立理事会が開かれたことが歓迎されたほか、②工業化に関する地域協力を研究するための地域調査の実施と、世界各地に東南アジアのための経済振興センター設置を検討する必要性が認められた。また、③閣僚会議の開催時以外にも継続的な協議が

行なわれるべきことが合意され、このため第4回閣僚会議(1969年)の準備と地域協力に関するスタディ・グループの設置を検討するために、「合同作業委員会」を次回閣僚会議の主催国であるタイのバンコックで開催することが決定された。

#### ◇アジア開発銀行第1回年次総会の開催

アジア開銀の第1回年次総会は、カンボジアを除く31の加盟国が参加して4月3日から6日まで3日間、本店所在地のマニラで開催された。なお、加盟申請中の香港、未加盟のフランスはオブザーバーを派遣した。

本会議ではマルコス・フィリピン大統領が開会演説で、従来エカフェを中心に検討されてきた地域決済協定に關し、アジア開銀がエカフェと協力してこの問題についてイニシアティブをとることとし、①同行がその中央決済機関としての役割を果たし、②かつ同行資金の一部を決済資金に充当するよう要請し注目された。本会議では、ほとんどの国の代表は、アジア開銀が順調なすべり出しをみせたこと、すなわち1966年11月に営業を開始して以来、短期間のうちに、①タイ産業金融公社への融資決定(5百万ドル)、②域内16か国の農業調査の実施、③インドネシアへの技術調査団派遣などの活動を行なったことに対する高い評価を与えた。また、会議の焦点であった「特別基金」については、わが国をはじめ多数の国が資金拠出を申し出た(注)。

なお、次回総会の議長として豪州の総務マクマホン蔵相、副議長には台湾およびデンマークの各総務を選出、また時期、場所についてはアジア開銀理事会で協議、本年9月末までに各國の承認を求めることとなった。

(注) 本会議で「特別基金」への拠出を発表した国は、カナダ(25百万ドル)、デンマーク(2百万ドル)、日本(100百万ドル)、オランダ(1.1百万ドル)の4か国。なお、米国は目下議会に対し200百万ドルの支出を要請中。

#### ◇インドネア、外国銀行の支店開設を内認可

インドネシア政府は、さる2月16日「外国銀行に関する政府規則」を発表、引き続き同月20日、「外国銀行の設置場所、営業分野および営業許可申請手続についての大蔵大臣令」を発表したが、これに基づき営業希望を申し入れた外国銀行12行に対し、このほどインドネシア支店開設を内認可することとした(12行の国別内訳は、米国5行、オランダ3行、英國・日本・タイ・香港各1行)(注)。

なお、今回の措置は、①外国銀行にとり銀行活動がジャカルタに限定されていること、②将来国有化されない旨の保証をしているものの、税制上の特典がないこと、

③また支店開設にあたってインドネシア外為基金勘定に最少限1,000千ドル(合弁銀行の場合500千ドル)を払い込まねばならないこと(50%を営業許可時点、残額は1年以内)など外国銀行にきびしい条件を課している点が注目される。

(注) 支店開設予定の外国銀行は次のとおり。

1. The Chase Manhattan Bank (米)
2. The American Express ( " )
3. The Bank of America ( " )
4. The First National City Bank, New York ( " )
5. The United California Bank International (米・イ合弁)
6. Pierson, Heldring & Pierson (オランダ)
7. Nederlandse Overzee Bank N.K. ( " )
8. Algemene Bank Nederland ( " )
9. The Chartered Bank, London (英)
10. 東京銀行 (日本)
11. The Hong Kong & Shanghai Banking Corp. (香港)
12. The Bangkok Bank (タイ)

## 共産圏諸国

### ◇本年度の日ソ貿易目標

本年2月8日から東京で行なわれていた本年度日ソ貿易交渉は、4月3日ようやく妥結をみ、10日議定書が調印された。それによると、本年度(1~12月)の日ソ両国間の輸出入目標額(F.O.B為替ベース)はわが国の輸出322百万ドル、輸入305百万ドル、往復627百万ドルと、昨年度目標額の約3割増で、これまでの最高となった。

昨年の日ソ貿易目標(輸出249百万ドル、輸入238百万ドル)では11百万ドルのわが国の出超が見込まれていたにもかかわらず、通関実績では大幅の入超(296百万ドル)となった点を重視し、今年はわが国の大幅な出超となるように輸出目標の拡大を主張し、結局わが国の17百万ドルの出超とすることで合意が得られたものである。今回の協定では、わが国の輸出品目として、新たに塩化ビニリデン、漂白剤、合成弾性繊維、樹脂、家庭用器具、農薬包装装置の各プラント類のほか、タイヤ、チューブ、大型トラック、バス等の品目が加えられた。一方、昨年、わが国の入超の大きな原因となった木材、銑鉄等は昨年並みの水準に抑えられた。

なお、わが国はソ連側に対して、①抱き合わせ取引の廃止、②木材検査員の現地常駐、③商社駐在員の滞在延長と事務所増設、④ソ連船配船の円滑化、⑤沿岸貿易の

## 日ソ貿易の推移

(単位・百万ドル)

	輸 出				輸 入			
	F	O	B	通 関	F	O	B	通 関
	為替 ベース	長期 年次 協定 議定書	実績 (FOB)	ベース	為替 ベース	長期 年次 協定 議定書	実績 (CIF)	ベース
1961年	85		59	65	75		98	145
1962年	120		87	149	105		98	147
1963年	136		122	158	115		116	162
1964年	142		123	182	130		151	221
1965年	189		180	168	169		162	240
1966年	201		209	214	191		212	300
1967年	209		249	196	158	196	238	344
1968年	225		322		201	305		
1969年	238				205			
1970年	240				209			
1966~1970年	1,112				1,002			

資料: 通商産業省資料。

輸入先行のは正、などを要望し、ソ連側も一応これらを了承、検討を約した。

### ◇日中覚書き貿易取決めの調印

日中総合(L.T.)貿易協定(1963~67年)の延長交渉は、本年2月8日から北京で行なわれていたが、3月8日に妥結し、次の主旨の貿易取決めが調印されると同時にコミュニケが発表された。

今回の貿易取決めの特色は、①名称が日中覚書き貿易に改められたこと(従来はL.T.貿易)、②期間が1年間に短縮されたこと(前回は5か年)、③貿易取決め額が前年の規模を大きく下回ったこと(1967年の往復1億5千万ドルに対し、本年は1億1千万ドル程度)などである。また、コミュニケにおいて、「政治3原則」および「政経不可分の原則」の堅持が明示されたことは、日中貿易が政治的性格を強めてきたものとして注目される。

なお、期間が1か年に短縮されたのは、日中貿易に輸銀資金が使用できない現状において、長期的取決めは無意味であるとの中共側の主張に基づくものである。さらに貿易規模が昨年を下回ったのは、米について、中共側が前年並みの20万トン輸出を要求したのに対し、わが国側が昨年の豊作にかんがみ、中共産米輸入量を10万トンに押えたことが主因とされている。